



個人番号(マイナンバー)・法人番号の取扱いについて

平成28年1月1日以後に提出する償却資産の申告書の様式に

個人番号(マイナンバー)・法人番号

の記載欄が新設されました

(1) 個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載について

申告書記載例をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。償却資産を共有されている方については、記載不要です。

(2) 本人確認資料の添付について

個人番号の記載がある申告書の受付には、本人確認(番号確認と身元確認)が必要であるため、下記をご参照の上、窓口にて本人確認ができるものを提示してください(郵送の場合は写しを添付してください)。

①本人が申告書を提出する場合(1～3の何れかを添付・提示してください。)

- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
 - 2 通知カード(番号確認)と運転免許証等の顔写真付きの身分証(身元確認)
 - 3 個人番号が記載された住民票(番号確認)と運転免許証等の顔写真付きの身分証(身元確認)
- ※上記以外のケースで本人確認を行う必要が生じる場合については、予めお問い合わせください。

②代理人が申告書を提出する場合(全て添付・提示してください)

- 1 ①1～3などの償却資産の所有者の本人確認ができるものの写し
- 2 代理人の身元確認ができる資料(個人番号カード、運転免許証など)
- 3 代理権が確認できる資料(税務代理権限証・委任状など) ※3については原本(写し不可)

個人番号・法人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、番号の記載にご協力ください。ただし、個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

委任状

令和 年 月 日

委任者

住所

氏名

印

私は、住所

氏名

を代理人と定め下記権限を委任する。

記

・償却資産の申告書の提出及び受領に関する一切の権限

問い合わせ先 浜川市役所 総務部税務課資産税係
0279-22-2111(代表) 内線1533 0279-22-2189(直通)